

中間損益計算書

(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	16,449
資金運用収益	13,520
(うち貸出金利息)	(10,675)
(うち有価証券利息配当金)	(2,605)
役員取引等収益	1,393
その他業務収益	1,376
その他経常収益	159
経常費用	15,146
資金調達費用	1,822
(うち預金利息)	(1,451)
役員取引等費用	895
その他業務費用	1,264
その他経常費用	7,038
その他経常費用	4,126
経常利益	1,302
特別利益	171
特別損失	205
税引前中間純利益	1,267
法人税、住民税及び事業税	1,668
法人税等調整額	△958
中間純利益	557

個別注記表

中間貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

動 産 3年～20年

なお、平成19年度法制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益及び税引前中間純利益は8百万円減少しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益は18百万円減少しております。

- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,774百万円であります。

- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用660百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

15. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を実施しております。

16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

17. 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

18. 関係会社の株式総額 106 百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 11,922 百万円

20. 有形固定資産の圧縮記帳額 136 百万円

21. 中間貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機等の業務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,823百万円、延滞債権額は38,093百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は478百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,895百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は48,292百万円であります。

なお、上記22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,177百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 9,646 百万円

担保資産に対応する債務

借入金（日本銀行借入の為） ー 百万円

上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券27,571百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は311百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,500百万円が含まれております。

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,820百万円であります。

31. 1株当たりの純資産額 928円86銭

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。33. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	6,077	6,145	68
社 債	7,370	7,305	△64
そ の 他	9,169	9,073	△95
合 計	22,616	22,524	△92

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	取得原価	中間貸借対照表 計上額	評価差額
株 式	16,552	22,509	5,957
債 券	141,294	141,146	△147
国 債	77,776	77,660	△116
地 方 債	19,918	19,885	△33
社 債	43,598	43,600	1
そ の 他	55,221	56,301	1,080
合 計	213,068	219,957	6,889

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,786 百万円を差し引いた額 4,103 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。また、当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について 50 百万円、時価のある債券について 230 百万円減損処理を行っております。

33. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

内 容	中間貸借対照表計上額
満 期 保 有 目 的 の 債 券	
私 募 社 債	1,840
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	106
そ の 他 の 有 価 証 券	
非 上 場 株 式	1,611
私 募 社 債	1,780
信 託 受 益 債	47

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、123,559 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 119,609 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

百万円

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	7,858
減価償却費損金算入限度額超過額	643
未払事業税	127
有価証券評価損損金不算入額	432
その他	512
繰延税金資産小計	9,575
評価性引当額	△1,288
繰延税金資産合計	8,286
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,786
繰延税金負債合計	△2,786
繰延税金資産の純額	5,500

36. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

37. 単体自己資本比率 9.95%

中間損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 1株当たり中間純利益金額 7円21銭
- 「その他経常費用」には、貸出金償却1,723百万円、貸倒引当金繰入額2,094百万円及び株式等償却50百万円を含んでおります。
- 当中間会計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
稼働資産	営業用店舗	香川県内	189百万円

営業用店舗については、営業店(または各グループ店)毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店(または各グループ店)を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

当中間会計期間において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(189百万円)として特別損失に計上しております。その内訳は、土地149百万円、建物34百万円及びその他の有形固定資産5百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及びその他の有形固定資産については「不動産鑑定評価基準」に基づき評価しております。

中間連結貸借対照表

(平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	19,980	預渡性預金	1,037,574
コールローン及び買入手形	24,750	コーлмаネー及び売渡手形	23,540
買入金銭債権	47	借入用金	577
商品有価証券	449	外国為替	6,288
金銭の信託	6,828	その他負債	34
有価証券	248,814	役員賞与引当金	5,156
貸出金	833,785	退職給付引当金	20
外国為替	2,384	役員退職慰労引当金	5
その他資産	5,555	預金払戻損失引当金	321
有形固定資産	14,006	再評価に係る繰延税金負債	29
無形固定資産	1,157	支払承諾	1,281
繰延税金資産	5,498		8,821
支払承諾見返	8,821	負債の部合計	1,083,650
貸倒引当金	△15,571	(純資産の部)	
投資損失引当金	△24	資本剰余金	11,036
		利益剰余金	9,534
		自己株式	46,311
			△165
		株主資本合計	66,716
		その他有価証券評価差額金	4,115
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	1,305
		評価・換算差額等合計	5,421
		少数株主持分	694
		純資産の部合計	72,832
資産の部合計	1,156,482	負債及び純資産の部合計	1,156,482

中間連結損益計算書

(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 資金運用収益 (うち貸出金利) (10,737) (うち有価証券利息配当金) (2,745) 役員取引等収益 1,499 その他業務収益 1,376 その他経常収益 161	16,759
経常費用 資金調達費用 (うち預金利息) (1,450) 役員取引等費用 892 その他業務費用 1,264 その他経常費用 7,150 4,159	15,290
経常利益 1,469 特別利益 171 特別損失 205	1,435
税金等調整前中間純利益 法人税、住民税及び事業税 1,706 法人税等調整額 △947 少数株主利益 89	586
中間純利益	586

連結注記表

中間連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ①連結される子会社及び子法人等 4社
主要な会社名
株式会社徳銀ビジネスサービス
株式会社徳銀ソフト
株式会社徳銀ジェーシービー
株式会社徳銀キャピタル
 - ②非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
該当ありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 4社

中間連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
動産	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益及び税金等調整前中間純利益は8百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は18百万円減少しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,774百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用 660 百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 5 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理 |
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
14. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
15. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
- なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を実施しております。
17. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
18. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
19. 有形固定資産の減価償却累計額 11,929 百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 136 百万円
21. 中間連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預払機等の業務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,825 百万円、延滞債権額は 38,177 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 480 百万円であります。
- なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5,907 百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 48,390 百万円であります。
- なお、上記 22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 17,177 百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 9,646 百万円

担保資産に対応する債務

借入金（日本銀行借入の為） ー 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 27,571 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 324 百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第 2 条第 3 号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

29. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 5,500 百万円が含まれております。

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,907 百万円であります。

31. 1 株当たりの純資産額 934 円 29 銭

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。33. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	6,077	6,145	68
社 債	7,370	7,305	△64
そ の 他	9,169	9,073	△95
合 計	22,616	22,524	△92

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	取得原価	中間連結貸借対照表 計上額	評価差額
株 式	16,569	22,669	6,100
債 券	141,294	141,146	△147
国 債	77,776	77,660	△116
地 方 債	19,918	19,885	△33
社 債	43,598	43,600	1
そ の 他	55,221	56,301	1,080
合 計	213,085	220,118	7,033

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,844 百万円を差し引いた額 4,188 百万円のうち少数株主持分相当額 73 百万円を控除した額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。また、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について 50 百万円、時価のある債券について 230 百万円減損処理を行っております。

33. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

内 容	中間連結貸借対照表計上額
満 期 保 有 目 的 の 債 券 私 募 社 債	1,840
そ の 他 有 価 証 券 非 上 場 株 式 私 募 社 債	2,169
信 託 受 益 債 権	2,070
	47

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、142,995百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が139,045百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

36. 連結自己資本比率 10.06%

中間連結損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 1株当たり中間純利益金額 7円59銭
- 「その他経常費用」には、貸出金償却1,734百万円、貸倒引当金繰入額2,084百万円及び株式等償却50百万円を含んでおります。
- 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
稼働資産	営業用店舗	香川県内	189百万円

当行は、営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

当中間連結会計期間において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（189百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地149百万円、建物34百万円及びその他の有形固定資産5百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及びその他の有形固定資産については「不動産鑑定評価基準」に基づき評価しております。

以上